

第一問

問一

一回限りの表現で消えゆく能のような時間芸術とは異なり、本は、いつでもどこでも、著者との対話を通してそこに秘められた意義深い思念を読み取ることができるから。

問二

命を宿した生き物としての花を労り、献花の手仕事を素早く済ませるために、依頼を受けてから、生け方について一心に思いをめぐらし、粉飾をそぎ落とした「そこに立つ花」のイメージを完成させておくということ。

問三

時間のありようは人によつて異なるばかりか、物事の成就にはさまざまな準備や訓練、心慮が尽くされているものであり、人生全体もそのような事前作業であるという道理に思い至れば、行為と成果の価値を均一な時間や金銭の多寡で計ることなど意味をなさなくなるといふこと。

問四

そのときその場の舞台の気韻から生まれ出るさまざまな要因が作用して芸が形を結ぶ能においては、そうした目に見えず感取するほかない気韻に合わせて表現する術を教わるのが稽古であり、映像を見て真似るだけでは生きた芸の内実を伴わないその場しのぎの稽古で終わってしまうということ。

問五

ヒトやモノには、目に見える成果や数値では決して推し計れない内実が宿されているものであり、皮相で陳腐な知識や見た目に頼らずに、そうしたヒトやモノの内実をしっかりと観取し味得するには、生きようを豊かにするべく日々を送るなかで、物事の本質を見極めうる鑑識眼を絶えず鍛え上げる努力が必要であるといふこと。

第二問

問一

- ① 代替      ② 抑止      ③ 弁明

問二

量刑は、法益の損失分だけでなく、現行法の規定により犯罪行為者個人が負う責任の重さの程度も考慮されるものだから。

問三

手段ないし方法 (七字)

問四

刑罰の意義は、国家の定める現行法の下で犯罪行為者に非難が科され、行為者もその意味を受け止めて将来の違法行為を回避することが望まれる点にこそ見出されるということ。

問五

犯罪行為者に対する非難の告知を、潜在的に罪を犯しかねない不特定多数の市民が自身への戒めの意味として受け止めることで、犯罪行為が未然に防止される効果が生まれるということ。

問六

マクロの視点は、戦後以降の刑罰制度の運用における犯罪の被害者の側への共感と、犯人の犯罪に対する責任の重さの評価とのバランスの推移を俯瞰する視点だが、ミクロの視点は、個別的な刑罰制度の運用における被害者と犯人の立場とのせめぎ合いに焦点をあてる視点である。

問七

犯罪の実害と刑罰の均衡を唱える応報刑論の下、被害者と犯人を対立的に捉える理解が支配し、自己責任と被害者重視の考えに基づいて重罰・厳罰化傾向を強めてもいる現状を、第三者の立場から調停することで犯行の責任に見合う刑罰を科すありうべき応報刑論に基づいていないという理由で問題視している。

第三問 (A)

問一

- ㉞ ロ子さんだ
- ㉟ はつきりと分かつて
- ㊱ 鄙びた所
- ㊲ もつともだと思つて
- ㊳ 相談すると

問二

和歌を口ずさむ声を聞いて、誰なのかを判断する行為

問三

「なきさ」に「渚」と「無き」が、「まつ」に「松風」と「待つ」が掛詞として用いられている。

問四

自分はここにいないと中将に伝えるように姫君から命じられ、嘘をついてだまそうと思つたので。

問五

思はむ

問六

中将様のご愛情を、どうしてあなたはお分かりにならないのだろうか、いや、お分かりになるべきです。

問七

あらかじめ中将と示し合わせて住吉で落ち合ったと、都の継母の耳にまで入ることがはばかられるので。

問八

たとえあらかじめ示し合わせていたと誤解されようとも、身分が高くても低くても恋愛において批判を受けることはよくあることなので、気にする必要はない。

第三問(B)

問一

庶人・民

問二

しくはなし

問三

庶民は君子の行う善政に安心して従う。

問四

君主が悪政を行えば、不満を抱いた庶民は暴動を起こしてその君主を倒すということ。

問五

君主は善政を施し庶民を大切にし、礼という規範を尊重し賢者を尊敬し、有能な人材を登用して能力を発揮させること。